

受 付 年 月 日	年 月 日	決 裁			
同 年 月 日	年 月 日				台帳照合印
決 裁 年 月 日	年 月 日				
※支給 支払 決議書	支 給 額	円			
	支給内訳	傷病手当金	円		
		傷病手当付加金	円		
	支 給 開 始	年 月 日			
	支 給 期 間	自 年 月 日	至 年 月 日 日間		
	前 回	始	年 月 日		
		終	年 月 日		
	資 格 取 得	年 月 日			
資 格 喪 失	年 月 日				
標 準 報 酬 月 額	千円(第 級)				
障害年金額・日額障害手当金額	円(日額 円)				
老 齢 (退 職) 年 金 額	円(日額 円)				
全部・一部	期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間 円			
不 支 給	理 由				
備 考					

傷病手当金・傷病手当付加金請求書 (第 回目)

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	① 被保険者証の 記号・番号			② 被保険者の 業務の種類別			
	③ 事業所の名称 及び所在地	名 称			所 在 地		
	④ 資格を取得 した年月日	年 月 日		⑤ 標準報酬月額	000円		
	⑥ 介護保険のサ ービスを受けたとき	保険者 番 号			被保険者 番 号		
					保険者 名 称		
	⑦ 発病又は負傷 の年月日	年 月 日		⑧ 傷 病 名			
	⑨ 発 病 又 は 負 傷 の 原 因					⑩ 第三者行為によるものですか いいえ・はい	
	⑪ 労務に服することが できなかった期間	年 月 日から 年 月 日まで		日間			
	⑫ 上記期間の報酬の全 部又は一部を受けた とき、又は受けるこ とができるときは、 その報酬額及び期間	年 月 日から 年 月 日まで		日間 円 円			
	⑬ 障害年金、障害手 当金を受けている とき、又は受ける ことができるとき	⑭ 年金の種類別	障害年金・障害手当金	⑮ 年金額	⑯ 年金の支給 事由となっ た傷病名		
		⑰ 年金を受ける こととなった 年 月 日	年 月 日	⑱ 障害年金を受けて いる場合は基礎年金 番号・年金コード			
	⑲ 任 意 資 格 喪 失 者 の 方	⑲ 老齢又は退職を事由とする公的年金を受給していますか					はい・請求中・いいえ
		⑳ 老 齢 (退 職) 年 金 の 名 称	㉑ 基礎年金番号及び 年金コード又は記号 番号若しくは番号		㉒ 受 給 年 月 日	㉓ 年 金 額	
					年 月 日	円	
					年 月 日	円	
					年 月 日	円	
	㉔ 年 金 の 合 計 額					円	
⑲ 振 込 希 望 の 金 融 機 関 名	銀行・金庫・信組					店・本店 支店・出張所	
	普通 当座	口座番号		フリガナ 口座名義			
⑳	上記のとおり申請します。 年 月 日						
	被保険者の 住所 〒 氏名 ⑳						
	健康保険組合理事長 殿						

事業主が証明するところ	⑰ 労務に服さなかった期間		年 月 日から 年 月 日まで	日間
	⑱ 上記の期間中の分として支払う報酬関係	⑰ 全額支給した場合、又は支給する場合	年 月 日から 年 月 日まで	金 円 (日額 金 円) の分として (月 日支払)
		⑱ 一部支給した場合、又は支給する場合	年 月 日から 年 月 日まで	金 円 (日額 金 円) の分として (月 日支払)
		⑲ 現在までも又、将来も支給しない場合は、その旨		
	⑲ 上記のとおり相違ないことを証明します。			
事業主 住所 〒 氏名		電話 ()		

療養を担当した医師が意見を書くところ	⑳ 傷病名			㉑ 発病又は負傷の原因		
	㉒ 発病又は負傷の年月日	年 月 日	㉓ 療養の給付を開始した日	年 月 日		
	㉔ 労務不能と認めた期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	㉕ 診療実日数	日間	
	㉖ 傷病の主症状及び経過概要					
		人工透析を実施又は人工臓器を装着したとき	人工透析を実施又は人工臓器を装着した日	年 月 日		
		人工臓器等の種類	ア. 人工肛門 オ. 人工透析	イ. 人工関節 カ. その他 ()	ウ. 人工骨頭	エ. 心臓ペースメーカー
	㉗ 上記の期間中に入院をした期間がある場合はその期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	入院費用の別	健自 保費 公費 その他	
㉘ 上記のとおり相違ありません。				年 月 日		
医療機関の名称 医療機関の所在地 〒 医師の氏名				㉙ 電話 ()		

委任状	㉙ 私は、 年 月 日請求した傷病手当金・傷病手当付加金のうち 金 円也の受領に関すること。		年 月 日
	被保険者の住所 〒 氏名		㉚
	代理人の住所 〒 氏名 委任者と代理人との関係		㉛
⑳ 振込希望の金融機関名	銀行・金庫・信組		店・本店 支店・出張所
	普通当座 口座番号	フリガナ 口座名義	

領収書	㉜ 金 円也但し うえの金額を領収いたしました。	年 月 日
	健康保険組合理事長 殿	
	受領者の住所 〒 氏名	㉝

記入方法については裏面の記載事項をご覧の上ご記入ください。

●被保険者の注意事項

- ア. ①および④欄は、健康保険の被保険者証に書いてあります。⑤欄は勤務先から交付される「賃金支払内訳票」などをみればわかります。
- イ. ⑥欄は療養のため、勤務に服することができない期間中に介護保険法によるサービスを受けたときには被保険者証に書いてある保険者番号、被保険者番号、保険者名を記入してください。
- ウ. ⑨欄は、(〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時ごろ)、どこで(自宅で) どのようなうち(清掃中に) どのようなふうになって(二階の階段から足を踏み外して) どこを(右下腿部を打撲した) というように詳しく記載してください。
- エ. ⑬欄は、同一の疾病または負傷およびこれによって発した疾病により、障害年金、障害手当金を受けている場合に記入するとともに障害年金該当者は障害年金証書の写、支給開始並びに直近の額を証する書類を、また、障害手当金の該当者はその支給額を証する書類を添付してください。
- オ. ⑬欄で障害年金、障害手当金を現在請求中の場合(受けることができる)は、⑭欄のみにその旨を記入してください。
- カ. ⑬⑦欄は、受けている年金を○で囲んでください。
- キ. ⑬④⑤⑥欄は、障害年金を受けている場合または障害手当金を受けている場合は、それぞれの支給を証する書類等をみて記入してください。
- ク. ⑬④欄は障害年金を受けている人は、その年金証書の記号番号をみて記入してください。
- ケ. ⑭⑦欄は現在の年金受給状況を○で囲んでください。
- コ. ⑭④⑤⑥⑦欄は支給を証する書類等をみて記入してください。
- サ. ⑭⑧欄は年金の合計額を記入してください。

※⑭欄の補足

老齢または退職を支給事由とする年金該当者につきましては、平成13年3月28日付厚生労働省保険局保険課企画法令第1係より健康保険組合事務担当者宛事務連絡がなされ傷病手当金請求者に対しては請求書に老齢給付の年金証書またはこれに準ずる書類の写し、その額その支給開始年月を証する書類と直近の額を証明する書類等を添付させることとなっておりますので、被保険者に対しては本連絡を参照のうえご指導をお願いします。

- シ. ⑮欄は、被保険者(本人)が直接受領するときに、被保険者の希望する振込金融機関名を記入してください。
- ス. ⑯欄は、被保険者(本人)が署名した場合は、押印不要です。
- セ. 傷病が第三者の行為によるものであるときは、「第三者行為による傷病(死)届」を作成して、この請求書に添付してください。
- ソ. ⑳欄は、委任により代理受領するときに、代理人の希望する振込金融機関名を記入してください。
- タ. ㉑欄は、被保険者(本人)が直接健康保険組合の窓口で受領するときに記入してください。
- チ. ※印の欄には記入しないでください。

●事業主の注意事項

- ア. ㉒欄の「全額支給」または「一部支給」とは、一日当たりの賃金の全額または一部の意味であること。
- イ. ㉒欄の㉗と㉘欄にわたるときは、両欄にそれぞれの事柄を記載すること。
- ウ. ㉒⑨欄は、「現在までも、また将来も支給しない」と記載してください。
- エ. ㉒欄は、被保険者の資格を喪失した後の期間にかかる請求であるときは、事業主の証明を要しません。

●医師の注意事項

- ア. ㉓欄は、初診日を記載するのではなく、その傷病について健康保険による療養を始めた日を記載するものですから、被保険者証の療養給付記録欄などをみて記載してください。
- イ. ㉔欄は、なるべく詳しく記載してください。特に、手術した場合は手術の名称と手術年月日を、また結核性の疾病については検痰成績、安静度、赤沈値、理学的所見などを記載してください。人工透析または人工臓器等を装着したときは、実施日または装着日を記入してください。なお、人工臓器等を装着したときは、「人工臓器等の種類」を○で囲んでください。

●その他共通する注意事項

- ア. 訂正したところは、各記載者の氏名のわきに押した印と同じ印（①から⑬、㉑から㉓までの訂正箇所には⑬の印（⑬で押印を省略した場合でも、訂正印は押してください）、⑭から⑲までの訂正箇所には⑲の印、㉔から㉖までの訂正箇所には㉖の印）を訂正印として押してください。
- イ. 印はハッキリと押し、印洩れのないようにしてください。
- ウ. ⑪、⑰、㉔の期間の計算は、両端を入れて間違いなく計算してください。たとえば6月13日から6月19日まで、7日間となります。